

平成 28 年 6 月 17 日
新宿駅周辺防災対策協議会

新宿ルールや行動指針の周知方法のイメージ

1 事業者

(1) 平時の周知

① 来街者・従業者向け

(ア) 周知内容

- 行動指針（特に来街者が認識すべき要素に限る）
（例）・大規模地震時には、駅に向かわずにその場や避難場所に留まること
・新宿駅周辺地域の避難場所は新宿御苑と新宿中央公園であること

(イ) 周知手段

- 街頭の情報提供機器
（例）・大型ビジョン
・デジタルサイネージ
・商業施設の館内放送、商店会の街頭放送
- ポスター
（例）・駅、地下街、商業施設等の多くの人が集まる場所での掲示

② 従業者向け

(ア) 周知内容

- 行動指針（全編）

(イ) 周知手段

- 行動指針の内容を盛り込んだ、事業所内の研修や自衛消防訓練
※その結果、指針に要改善点が見つかった際のフィードバックも含む

(2) 発災時の周知

① 来街者・従業者向け

(ア) 周知内容

- 行動指針（特に来街者が認識すべき要素に限る）に基づく具体的な行動
（例）・駅に向かわずにその場や避難場所に留まること
・新宿駅周辺地域の避難場所は新宿御苑と新宿中央公園であること

(イ) 周知手段

- 街頭の情報提供機器
（例）・大型ビジョン

- ・デジタルサイネージ
- ・商業施設の館内放送、商店会の街頭放送

- ビラ

(例)・駅、地下街、商業施設等の多くの人が集まる場所での配布

2 協議会・行政

(1) 事業者による周知のための原稿や図案等の作成

(2) 平時の周知

① 事業所（防災担当者）向け

(ア) 周知内容

- 行動指針（全編）＋ 協議会活動の内容

(イ) 周知手段

- 行動指針説明会（必要に応じて）
- セミナー、講習会、訓練等の協議会活動
- 協議会活動未参加事業所への呼びかけ

(3) 発災時の周知

協議会東西現地本部、区災害対策本部を通じて、地域に適切な情報を提供する。

■ その他の課題

- 行動指針に基づく個別テーマ（避難場所への誘導、避難場所の運営、一時滞在施設の運営）のマニュアルの作成
 - ・・・協議会事務局・区が関係事業者と調整のうえ、実施